· 評価	生のま
町は、効率的かつ効果的	力やバ
<b>及び事務事業の</b>	用と省
結果を町民に公表するとともに、町政運営に	加を軽
反映させます。	デュー
▽行政手続	サイク
町は町政の執行に伴い、町民の利害に関わ	▽子育
る処分等を行うことがあることから、町民の	町
権利利益を保護するため、町民からの申請に	して子
行	くりに
処分に対する手続きを定めています。この行	家庭等
政手続に関する詳細な規定は別に定めること	安全教
としており、町では平成10年に「幌延町行政手	推進し
続条例」を施行しています。	の観点
第九章 まちづくりの基本方針	育成と
ここでは、幌延町の未来、将来にわたって	材育成
	▽地域
います。	あら
▽安心安全なまちづくり	れてい
子どもからお年寄り、障害を持つ方など全	鉄道、電
ての町民が安全で安心して暮らせるまちづく	盤) で
	をすす
警察、学校等と協力連携して、	第一〇
財産、暮らしの安全確保及び向上に努めます。	この
災害等の緊急時には、町民を災害から守る	なる条
ため、関係機関との協力・連携、相互支援によ	たって
総合的で正確かつ迅速な危機	図らな
立に努めます。	の憲法
▽人と自然との共生のまちづくり	町はこ
町民と町は、人が生活していくうえで大切	い守る
な環境を守り、次の世代に引き継ぐために、	います
自然環境を生活に活かした、人と自然との共	この

7	クノ	町	の	図	た	な		第	を	盤	鉄	れ		$\nabla$	材	育	の	推	安	家	<	U		$\nabla$	サ	デ	加	用	力	生
Ξ	守	は	憲	Ś	つ	る	Z	—	をす	$\smile$	道	T	あ	地	育	成	観	進	全	庭	Ŋ	τ	町	子	1	ユ	を	と		の
F	守るこ	Z	法	な	T	条	$\mathcal{O}$	Ο	す	で	、 雪	67	S	域	成	と	点	U	教	等	に	子	`	育	ク	I	軽	省	バ	
0	Z	$\mathcal{O}$		け	は	例	条	章	め	あ	电信	ま	Ŵ	情	を	Ì	か	ま	育	地	努	ど	事	τ	$\mathcal{W}$	ス	減	I	1	ち
	<u>ک</u>	条	で	ħ	`	例で	条例		ま	る	X	す	る	報	を積極	地域	5	す	の	域	Ø	も	業	E			U	ネ	才	づ
	Č	条例を最	あ	ば	まち	あ	が、	最高	す	2	同		あらゆる社	域情報化の	極	域		0	充	社	ま	を	者	Y	再	発	ま	ル	7	$\leq$
	Ļ	を	3	な	5	20		高	0	Ł	局様	過	会	0	的	う	町	ま	実	会	す	生		う	生	生	す	ギ		
	な	最	Ž	5	づ	ĺ,	町	規		か	17	疎	活	推	に	$\leq$	0	た	に	全	0	み	団	$\leq$	利	抑		1	等	を
	け	取大限尊重し、	2	な	<	伷	町政運営にな	亁	をすすめます。	5	重	地	会活動分野での情報化	進	推	0	将	_	努	体	町	育	体	0	用	制	史	$\mathcal{O}$	<i>б</i>	す
	n	限	æ	()	0	の	<b>收運営において最も</b> 基	性		Jet	賣	域	分型		進	()	来	ま	Ø	Ċ	,	~	等	()			ĸ	推	自	す
	は	<b>尊</b>	明	2	墨	条	宮	寺		総	た	Ę	野		U	担	を	ち	m		学	5	が	推	收	<u> </u>	<u> </u>	進	然	め
	15	里	5	正法	条	例	によ			盲島	1	2	C		ます	シ担い手でな	文	づ	町	士	校	Ć	進	進	束	1	般	進で地球温暖化への	Ţ	ます
	5	Ų	かし	Ø	余	な	Ð			趵	シ	ラテ	の		-g	手	ス	<	5	2	`	2	携		をす		廃	地	イ	9
	15	誠	1C	61	1列	<u>بر</u>	1			し 古	フ	( 字	们 初			C	2	Ŋ	るフ	U	地	かって	励		9 +		棄	圳	ルギ	7.
	1	実	Ľ,	わ	C	D				同曲	ラ	进后	牧仏			07	丁	は	みて		域	C E	7		9 14	 ===	物	価	+	ての
	ے 18	に	Шт	ば	の	劉	取た			長ち	ᆔ	行け				るた	2	人	で	女人	`	22	5		めた	円は	$\mathcal{O}$	阪ル		のた
	規	遵	E E E	ᄪ	金	開会	もせ			な	杠ム	は、	が#			风	もた	づ	丁云	王	事	る理	Ć		よす	(世)	3	16	の	に
	りればならないと規定して	守	氏品	恍疝	Ц М	に	基本			情	会的	送	推准			八の	にナ	<	月ブ	<b>社会全体で、子どもの安全確保と</b>	業	保培	+		9	щ	加を軽減します。更に、一般廃棄物の3R(リ	5	の有効	<sup>w</sup>
	5	( 従	以び	严	任大	にあ	半し			報	的基	道路	進さ			V)	りの	Ŋ	L Z	休し	者	児づ	灭之			11	$\widehat{\Pi}$	の付	刘江	न्द
	C	1止	U.	ш	Ľ	Ø	$\mathcal{C}$			1L	奉	岶	9			八	$\mathcal{O}$		Z	$\subset$	``	$\mathcal{I}$	1			ワ	ワ	11	石	凪

この条例は、5年を超えない期間ごとに見

ています。

基本条例は、

まちづくり

町民皆さんの



す。 いまちづくりをすすめていこうということでそれぞれの判断と責任によって、幌延町らし割を 果たし、

さい。 さい。

○お問合せ・ご質問等は、 総務課総務財政グループへ。 電話5-111(内線132)